

島根県週休2日工事試行要領（土木部編）

（趣旨）

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場における労働環境改善が求められている。

本要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るために「週休2日工事」の実施に当たり必要な事項を定めたものである。

（定義）

第2条 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、週休2日相当（4週6休以上）の現場閉所をすることをいう。

2 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。

（対象工事）

第3条 対象工事は、島根県土木部（建築住宅課及び港湾空港課を除く）が所管する全ての工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- （1）災害復旧工事等の緊急を要する工事
- （2）道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等
- （3）現場条件や施工期間の制約が厳しい工事
- （4）対象期間内での施工期間が短い工事

なお、契約時には対象外工事であっても受発注者間の協議により週休2日の確保が可能と判断された場合は、設計変更の対象とすることができる。その際の協議は施工計画書の提出前に行わなければならない。

（実施方法）

第4条 発注者は、公告資料に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、施工条件書に「週休2日工事」である旨を明記するものとする。

2 「週休2日工事」の発注方式は、契約後、受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「受注者希望型」とする。

3 受注者は、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を書面（別紙様式1）により発注者に報告するものとする。

4 その他実施に当たっては、「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。

（設計変更）

第5条 発注者は、対象期間において週休2日を確保できた場合は、精算時に設計変更するものとする。

(工期変更)

第6条 発注者は、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。なお、発注者は、受注者からの発議があった場合で以下の全てに該当する場合、週休2日の実施にあたり必要となる工期の変更に応じるものとする。

- (1) 受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では週休2日の確保が困難であると認められる場合
- (2) 特段の予算上の制約や社会的要請等の制約がなく、工期の変更が可能である場合

(工事成績評定)

第7条 発注者は、対象期間において4週8休以上の週休2日を確保できた場合は、総括監督員、監督員及び主任監督員において工事成績評定の「Ⅱ. 工程管理 その他」にて評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合において、減点（ペナルティ）は行わないものとする。

(工事費の積算)

第8条 発注者は、精算時に、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。ただし、労務費の対象は「公共工事設計労務単価」とし、「機械設備工事積算に関わる標準賃金（「機械設備製作工」及び「機械設備据付工」）は対象としない。

(1) 現場の閉所状況

- ① 4週8休以上
現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合
- ② 4週7休以上 4週8休未満
現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上の場合
- ③ 4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上の場合

(2) 補正係数

- ① 4週8休以上
労務費：1.05、機械経費（賃料）：1.04、共通仮設費率：1.04、現場管理費率：1.06
- ② 4週7休以上 4週8休未満
労務費：1.03、機械経費（賃料）：1.03、共通仮設費率：1.03、現場管理費率：1.04
- ③ 4週6休以上 4週7休未満
労務費：1.01、機械経費（賃料）：1.01、共通仮設費率：1.02、現場管理費率：1.03

(アンケート調査)

第9条 週休2日工事の検証を行うために、受注者は「週休2日工事」の実施希望の有無に関わらず、竣工検査までにアンケートに回答すること。回答方法については、しまね電子申請サービスによることとし、【申込完了】画面の写しを監督職員に提出すること。

・インターネット側PC用直接リンクURL

https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4729

・スマートフォン用2次元バーコード



(提出書類の虚偽)

第10条 休日等取得実績表等の提出資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

附則

(施行期日)

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成31年 5月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 元年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 2年 4月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。